

部長及び参事官
殿
所 属 長

生企発第254号
(県民、地域、少年、捜一)
平成28年3月14日
30年保存(口訓)
本 部 長

高知県警察女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について
(通達甲)

県警察における女性・子どもを守る施策の実施に関し「高知県警察「女性・子どもを守る施策実施要綱」の制定について(例規)」(平成12年2月2日高生企発第76号ほか)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該施策の実施に関し別添のとおり、「高知県警察女性・子どもを守る施策実施要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

高知県警察女性・子どもを守る施策実施要綱

第1 目的

この要綱は、近年の女性や子どもをめぐる諸情勢に的確に対処し、県警察における女性・子どもを守る施策を効果的に推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進

犯罪の予防は、警察活動のみで達成できるものではなく、個人の自助努力、地域社会の取組及び自治体等と連携した犯罪のない生活環境づくりにより可能となるものであり、特に犯罪の被害者となりやすい女性・子どもを被害から守るためには、これらの相乗効果が重要となる。このような観点から、県警察としては、女性・子どもの生命、身体及び財産を守るため、女性・子どもが被害者となる事案が発生するおそれのある場所におけるパトロールの強化等の活動を行うのみならず、次のとおりボランティア、自治体等と連携した女性・子どもに対する犯罪の未然防止対策に取り組むこととする。

1 女性・子どもに対する防犯指導の実施等

(1) 女性・子どもを対象とした地域安全情報の提供

地域住民に対し、地域における性犯罪、ひったくり、子どもに対する声掛け事案等女性・子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報（以下「地域安全情報」という。）をミニ広報紙、県本部のホームページ、あんしんFメール等により提供すること。

また、防犯協会、地区地域安全協（議）会、教育機関、自治体等に対しても地域安全情報を提供し、これらの機関・団体が発行する広報紙等への掲載を図るなど各種手段を用いて地域安全情報が住民に浸透するよう努めること。

(2) 女性・子どもを対象とした防犯指導の実施等

女性・子どもが路上等において被害に遭い、又は遭うおそれがある際の対応方法、防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器の活用方法、「こども110番のいえ」等の緊急避難所の利用方法及び護身術等の指導に係る講習会を地域、職域、学校等を単位として実施すること。

また、防犯協会、各地区地域安全協（議）会に対して、夜間に帰宅する女性・子どもで防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器の使用を希望する者等に対する当該防犯機器の販売、貸出、配布等の事業の実施を働き掛けること。

2 自主的防犯活動への支援

(1) 自主的なパトロール活動に対する支援

タウンポリス、地域安全推進員、少年補導員や自治会等による自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官が同行しての合同パトロールの実施、当該活動についての広報等の支援を行うこと。

(2) 「こども110番のいえ」に対する支援

被害に遭い、又は遭うおそれのある子どもの一時的な保護及び警察等への通報を行う「こども110番のいえ」に対して、保護の要領及び警察等への通報に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を行うこと。

(3) 子ども発見ネットワークの構築

「こども110番のいえ」、「地域安全推進の家」、「タウンポリス」、「地域安全協定締結機関・団体」等と連携して、子どもが行方不明になった場合に捜索、発見活動を行うネットワークを構築すること。

なお、当該ネットワークの運用に当たっては、刑事部門との緊密な連携の下、事件性を考慮の上、実施すること。

3 安全安心まちづくりの推進

自治体等と連携して、防犯灯の設置等がなされた道路、公園を整備するなど安全・安心まちづくりを推進すること。

第3 女性・子どもを対象とする重大な犯罪に発展するおそれのある事案への方策

1 女性を対象とする犯罪被害防止について

ストーカー事案、DV事案、男女間暴力等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、認知した時点で比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）の安全確保を最優先に考えて対応すること。

(1) 被害者等の安全の確保

加害者が被害者等に危害を加えることができないように、高知県女性相談支援センター等の安全シェルターに避難させるなど被害者等の安全を最優先で確保すること。

(2) 加害者への措置

被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、当事者双方の関係を

考慮し、必要と認められ、かつ、客観的証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること。

また、事件として立件が困難な場合でも、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、加害者に対し速やかに指導・警告を行うこと。

(3) 組織的な対応の徹底

女性・子どもが被害にかかる人身安全対処事案を認知したときは、県本部及び署長へ事案の速報をするとともに、生活安全部門と刑事部門を総合した体制を確立するなど組織的な対応を徹底すること。

2 子どもを対象とする犯罪被害防止について

(1) 子どもを対象とする声掛け、つきまとい等への対応

ア 不審者情報の迅速な把握と情報の共有化

子どもを対象とする声掛け、つきまとい等犯罪の前兆と思われる不審者事案については、迅速かつ的確に把握し、関係者のプライバシーに配慮した上で、防犯対策に役立つ不審者情報をあんしんFメールにより発信するほか、学校等の関係機関に対する各種広報媒体を活用した情報の共有化を図ること。

イ 先制・予防的活動の推進

アの不審者事案に関する情報は、警察の関係部門間で共有し、警戒・警ら強化するなど再発防止に努めること。

また、各種捜査を徹底し、行為者の早期検挙に努め、事件化に至らない事案についても指導・警告措置を適切にとるなど先制・予防的活動を積極的に推進すること。

(2) 児童虐待に対する取組の強化

各種警察活動を通じて、児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、関係部門間の緊密な連携により、組織としての認知情報の集約に努めること。

また、児童相談所等への通告を行うほか、児童相談所等の関係機関・団体と連携を図りながら、少年サポートセンターと連携し、被害児童の適切な保護に努めること。さらに、刑事事件として取り扱うべき事案については、適切に検挙措置を講ずること。

第4 被害に遭った女性・子どもへの支援

犯罪等の被害に遭った女性・子どもへの支援については、「犯罪被害者等支援要綱の制定について（通達甲）」（平成28年1月20日県民発第31号。以下「被害者支援要綱」という。）に基づき、被害者への情報提供、被害者の

精神的被害の回復への支援等に努めるほか、次のとおり取り組むこととする。

1 体制の整備

犯罪等の被害に遭った女性（以下「被害女性」という。）からの事情聴取は、事件の態様、被害女性の身体的及び精神的被害の状況等を勘案して、女性警察官等の適任者を指定するとともに、被害女性からの相談への対応、他機関との連絡等を適切に行い得る体制を整備すること。

2 被害女性の精神的被害の回復への支援

加害者の検挙、加害者への指導・警告を実施した後であっても、被害女性が不安を訴えるなどの場合には、既に構築されている被害者支援連絡協力会等を通じた関係機関・団体等と連携等して、PTSDが受診できる医療機関を紹介するなど継続的に被害女性の精神的被害回復への支援に努めること。

3 被害に遭った少年の保護

犯罪等の被害に遭った少年（以下「被害少年」という。）の保護については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）及び被害者支援要綱に定めるところによるほか、次の事項に留意して取組の一層の充実を図ること。

- (1) 少年の福祉を害する犯罪に対しては、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、刑法（明治40年法律第45号）等を適用し、厳正に対処すること。
- (2) 被害少年からの事情聴取は、事件の態様、被害少年の身体的及び精神的被害の状況を勘案して、女性警察官等の適任者を指定すること。
- (3) 被害少年に対しては、必要に応じて、少年の心理、生理その他少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する警察官や少年補導職員等による継続的支援を実施すること。

第5 資機材の整備等

防犯機器の普及、「こども110番のいえ」等の自主的防犯活動に対する支援、被害に遭った女性・子どもへの支援等のための資機材の整備等必要な措置を講ずるよう努めること。